

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

| 法令名及び条項                           | 処分の概要             | 担当課名    |
|-----------------------------------|-------------------|---------|
| 児童扶養手当法（昭和36年法律第 238 号）第 6 条第 1 項 | 児童扶養手当の受給資格及び額の認定 | 子ども青少年課 |

I 審査基準は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第 4 条の支給要件を満たす者について、令和 2 年 3 月岩手県発行の「児童扶養手当事務の手引き」を用いて審査することとする。

II 標準処理期間は、45日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。